

(報告)

京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)中間案について

令和元年11月8日
学校教育課
社会教育課

京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)案について、下記のとおり報告します。

記

1 計画策定の経過等

本府では、平成16年に「京都府子どもの読書活動推進計画」を策定、令和元年度末に現在の計画期間（「第三次推進計画」）が終了することから、これまでの成果と課題を踏まえ、今後5年間で必要な施策を盛り込んだ「第四次推進計画」の策定を進める。

<推進計画策定の経過>

- 平成16年1月 「京都府子どもの読書活動推進計画」策定
- 平成22年1月 「第二次推進計画」策定
- 平成27年1月 「第三次推進計画」策定

※計画策定の根拠

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項において、都道府県は策定に向け努めることとされている。

2 計画の期間 令和2年度から概ね5年間

3 改定のポイント（※生涯にわたって読書に親しむ態度を養うための読書活動の推進）

(1) 家庭における読書活動の推進

- 読み聞かせ・子どもと一緒に本を読む「家読（うちどく）」の推進
- 推薦図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等の充実

(2) 学校等における読書活動の推進

- 「読書通帳」「本の福袋」等の取組を推進し、来館児童生徒数の増加を図る
- リーディングスキルテストを活用した研究指定校で、読解力向上のための授業モデルを構築・普及
- 学校図書館の視察を行い、計画的な図書の更新や図書館の工夫したレイアウトなど先進的な実践例をホームページ等により情報発信
- 府ホームページで学校図書館運営チェックリストや各種資料の情報発信を充実させ、学校を支援
- 学校司書配置の推進を市町村へ働きかけるとともに学校司書の資質向上のための研修会を企画

(3) 地域社会における読書活動の推進

- 「京都府図書館総合目録ネットワーク」(K-Libnet) を活用した取組の推進
 - ・学校ニーズを踏まえた学校支援セット貸出の選書と利用促進
 - ・参加大学との連携による身近な図書館での専門書の閲覧
- 子ども居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体及び府認定のフリースクール等への図書の貸出

(4) 効果的な読書活動の推進

- 「子ども読書の日」のお勧め本の展示やお話し会の取組、優秀実践校の取組例の普及
- 府子どもの読書活動推進会議での情報交流と様々な学校・図書館・ボランティア団体等との更なる連携強化

4 今後の予定

- 11月 中間案教育委員会報告
- 12月議会 中間案報告
- 1月 パブリックコメント実施
- 2月議会 最終案報告（パブリックコメント結果） 最終案教育委員会報告
- 3月 教育委員会議決 第四次推進計画策定

未定稿

京都府子どもの読書活動推進計画 (第四次推進計画)

～読書ではぐくむ豊かな子どもの未来～

【中間案】

京都府教育委員会

目 次

| | |
|------------|---|
| はじめに | 1 |
|------------|---|

| | |
|------------------------|---|
| 第1章 第四次推進計画策定の趣旨 | 3 |
|------------------------|---|

第2章 第三次推進計画期間における成果と課題

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1 第三次推進計画期間における施策 | 4 |
| 2 第三次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題 | 5 |
| (1) 家庭における読書活動の推進 | 5 |
| (2) 学校等における読書活動の推進 | 7 |
| (3) 地域社会における読書活動の推進 | 10 |
| (4) 効果的な読書活動の推進 | 11 |

第3章 第四次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況

| | |
|---------------------------|----|
| 1 推進計画の基本的な考え方 | 12 |
| 2 子どもの読書の状況 | 12 |
| 3 京都府の役割 | |
| (1) 家庭における読書活動の推進 | 13 |
| (2) 学校等における読書活動の推進 | 13 |
| (3) 地域社会における読書活動の推進 | 13 |
| (4) 効果的な読書活動の推進 | 13 |
| 4 第四次推進計画の期間 | 13 |

第4章 努力目標と具体的な推進方策

| | |
|----------------------------|----|
| 1 家庭における読書活動の推進 | |
| (1) 家庭の役割 | 14 |
| (2) 子どもが読書に親しむ活動への支援 | 14 |
| ア 読書活動への理解の促進 | 14 |
| イ 家庭・学校・地域の連携 | 15 |

| | |
|--------------------------|----|
| 2 学校等における読書活動の推進 | |
| (1) 学校等の役割と取組 | 16 |
| ア 読書活動の推進における学校等の役割 | 16 |
| イ 幼稚園、認定こども園、保育所における取組 | 17 |
| ウ 小・中・高等学校における取組 | 17 |
| エ 特別支援学校における取組 | 18 |
| オ 教職員の推進体制 | 19 |
| (2) 学校図書館の役割と取組 | 19 |
| ア 学校図書館の役割と取組 | 19 |
| イ 学校図書館の図書資料の充実 | 20 |
| ウ 学校図書館の情報化 | 20 |
| エ 学校図書館の開館 | 21 |
| オ 余裕教室等の活用 | 21 |
| 3 地域社会における読書活動の推進 | |
| (1) 図書館等の役割と取組 | 22 |
| ア 市町村立図書館等の役割と取組 | 22 |
| イ 府立図書館の役割と取組 | 22 |
| (2) 民間団体等の役割 | 23 |
| ア 民間団体等の活動 | 23 |
| イ 民間団体等との連携 | 23 |
| 4 効果的な読書活動の推進 | |
| (1) 関係機関等の連携・協力 | 24 |
| (2) 啓発・広報の推進 | 24 |
| ア 情報提供・啓発 | 24 |
| イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進 | 25 |
| ウ 「古典の日」を中心とした取組の推進 | 25 |
| (3) 推進体制の整備 | 25 |
| ※ 用語の解説 | 26 |
| ※ 学校図書館に関する法律【抜粋】 | |
| 「子どもの読書活動の推進に関する法律」 | 29 |
| 「学校図書館法」 | 31 |
| 「図書館法」 | 32 |
| ※図書館法学校図書館の基本的機能の充実 | 33 |
| ※学校図書館運営チェックリスト | 37 |
| ※〔学校図書館図書標準〕「算定早見表」 | 39 |
| ※小・中学校「読書活動推進計画」<参考例> | 40 |

はじめに

子どもは空想の天才です。大人の膝の上で物語を聞きながら、大人の予測もしない言葉が飛び出したり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくことになります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとこまとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。

小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。勉強や遊びに忙しいですが、下校の刻限まで、校庭で友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子ども、外国の物語に魅せられる子ども、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。

中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。教職員や保護者等の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子どももいます。学習や部活動で忙しいですが、人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。

高等学校期は、自分の興味・関心が一層明瞭な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来について真剣に考えるときです。学習やスポーツ、文化活動に費やす時間が多くの時期ですが、読書を自分の将来設計にどう生かすかは重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の書となる本に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。

このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してみると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。最近の社会状況を見てみると、インターネットの広がりや携帯電話・スマートフォンの急激な普及により、その使用方法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会全体で生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

第1章 第四次推進計画策定の趣旨

読書活動は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。））であり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要です。

京都府では、「推進法」第9条第1項の規定により、平成16年3月、「京都府子どもの読書活動推進計画」（以下「第一次推進計画」という。）を策定し、家庭、学校、地域社会が連携して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。平成22年1月には、第二次推進計画、平成27年1月には第三次推進計画を策定してきました。

国においては、子どもの読書活動を推進するため、以下のような様々な取組がなされました。

- ・平成11年8月 子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決議する。
- ・平成13年12月 推進法が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」に定められる。
- ・平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成17年7月 「文字・活字文化振興法」が成立する。
- ・平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成20年6月 「図書館法」が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、都道府県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努めることなどが盛り込まれる。
- ・平成20年6月 「国民読書年に関する決議」により平成22年が「国民読書年」と定められる。
- ・平成25年5月 第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。
- ・平成26年6月 「学校図書館法」が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めることが定められる。
- ・平成30年4月 第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。

これらの諸情勢の変化を踏まえ京都府では、第三次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」（以下「第四次推進計画」という。）を策定します。

第2章 第三次推進計画期間における成果と課題

1 第三次推進計画期間における施策

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭、学校、地域社会三者の連携のもと社会全体で子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

- ◆「子ども読書本のしおりコンテスト」の実施(平成24年度～)
平成31年度・・・応募数7,436点

- ◆「お子さんが大切にしている本は何ですか?」のリーフレット作成・配布(平成22・23年度)
- ◆京の子ども「ブックワールド」作成・配布(平成16年度～)
- ◆推薦図書「京の子ども110選」作成・配布(平成17年度～)
- ◆親と子の言葉の栄(しおり) 作成・配布(平成21年度～)

- ◆教育局別子どもの読書活動推進事業（平成16年度～）

◆学校図書館司書教諭養成事業

- ・講習会への派遣（平成16年度～）
- ・平成27年度～令和元年度合計142名の教員が司書教諭資格を取得

◆古典の日の取組（平成21年度～29年度）

- ・教育局別「古典の日推進事業」の実施

◆ホームページの充実（平成29年度～）

- ・学校図書館運営チェックリスト
- ・学校図書館図書標準・廃棄基準資料
- ・学校図書館の取組事例 等

◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取

◆府立図書館の取組

- ・貸出文庫（昭和57年度～）
- ・機関貸出（昭和58年度～）
- ・連絡協力車の毎週運行（平成13年度～平成29年度～連絡協力車の運行を週1回から週2回に倍増）
- ・京都府図書館総合目録ネットワークの実施（平成13年度～）
- ・取寄せ申込みeサービス（平成18年度～）
- ・学校支援セット貸出（平成20年度～）
- ・学校支援ポータルサイト（平成23年度～）

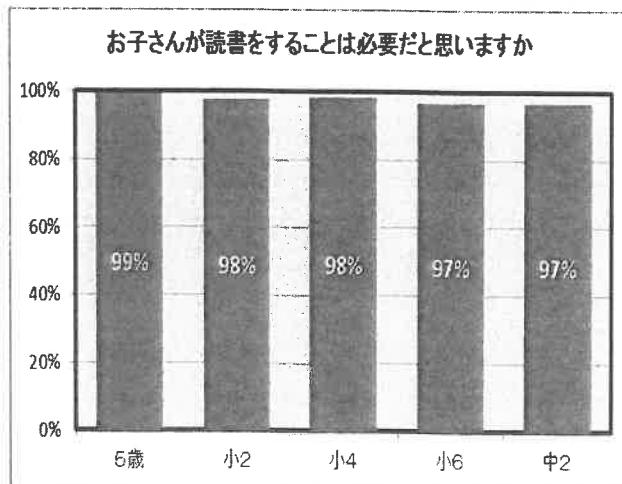
2 第三次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

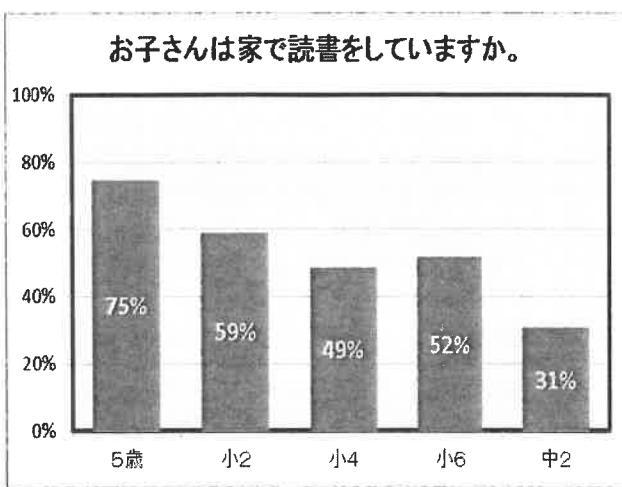
ア 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための啓発

「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施するなどして、子どもの積極的な読書意欲を高める取組をしています。

《成果》「子ども読書本のしおりコンテスト」への応募総数が、毎回7,000点を超え、読書活動を推進する気運の高まりが見られました。「お子さんが読書することは必要だと思いますか」という質問に対して、「必要である」と答えた保護者の割合が高く、読書に対する意識が高いことが伺われます。



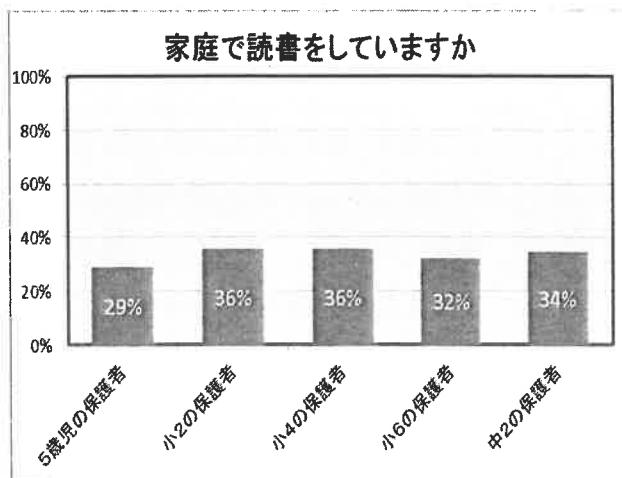
[課題] 「お子さんは家で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が、概ね学年が進むにつれ、少なくなってくる傾向があります。保護者が読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだり、早い段階から継続的に本に親しむことが望まれます。



イ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するための啓発

府立図書館では、保護者の方に図書館をより活用していただくために、市町村立図書館等に向けた取組を支援するとともに、読書活動に関する講座をホームページを通して情報提供しています。

[課題] 「保護者の方は、家庭で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が40%以下であり、家庭において保護者自身が読書に親しむことが望まれます。



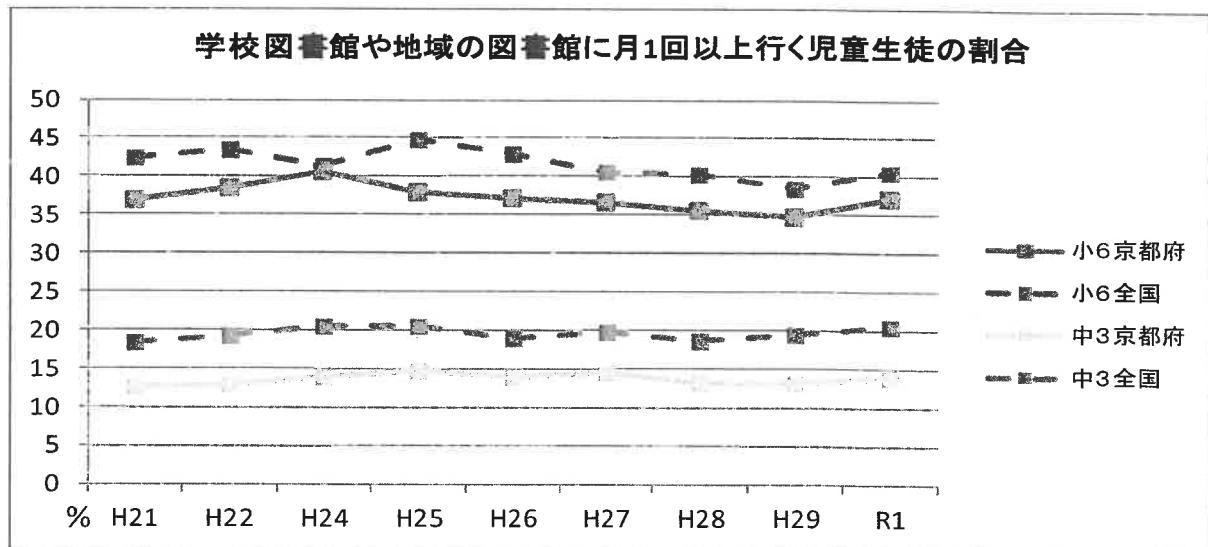
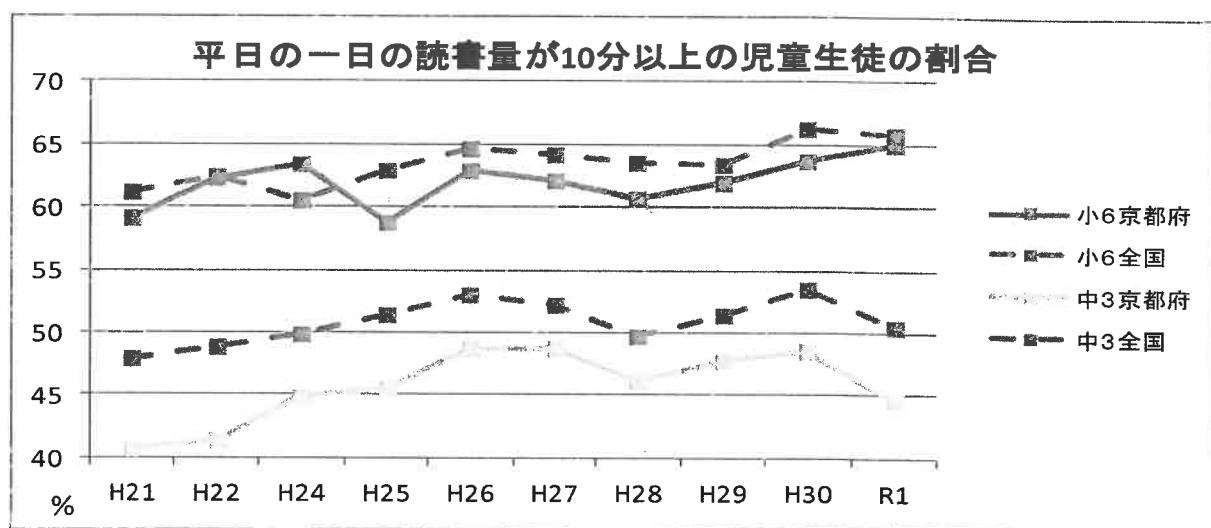
カット

(2) 学校等における読書活動の推進

ア 読書量の増加

文部科学省が行っている「全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生・中学校3年生とも、「平日の一日の読書量が、10分以上の児童生徒の割合」や「学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童生徒の割合」は、全国平均と比べると低い状況にあり、より読書活動を推進させる必要があります。

また、読書の楽しさや意義を理解し、生涯にわたって読書を続けていく姿勢を身に付けることも重要です。

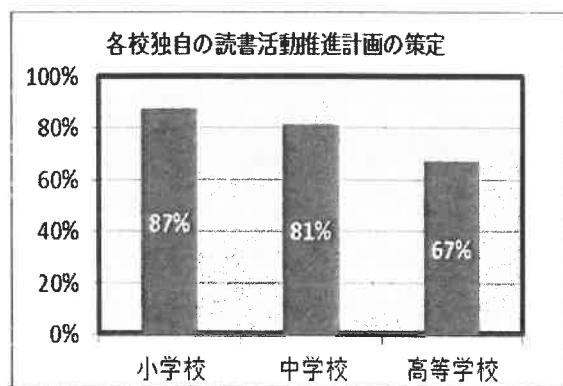


*平成30年度はこの質問項目は調査されていない

イ 学校独自の読書活動推進計画の策定

読書活動推進計画は、小学校 87%、中学校 81%、高等学校 67%で策定されています。

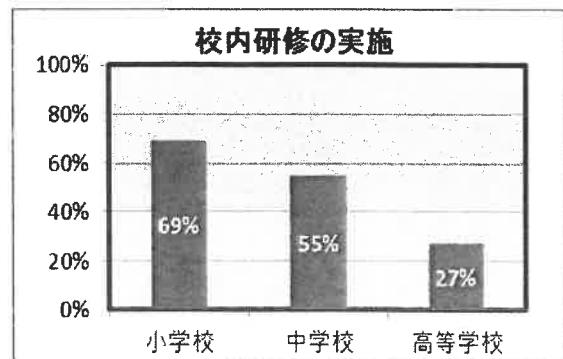
[課題] 読書活動を推進するため、すべての小・中・高等学校で読書活動推進計画を策定する必要があります。



ウ 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施

図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修は、小学校 69%、中学校 55%、高等学校 27%で行われています。

[課題] 全教職員が共通理解を図るためにすべての小・中・高等学校で校内研修を実施する必要があります。

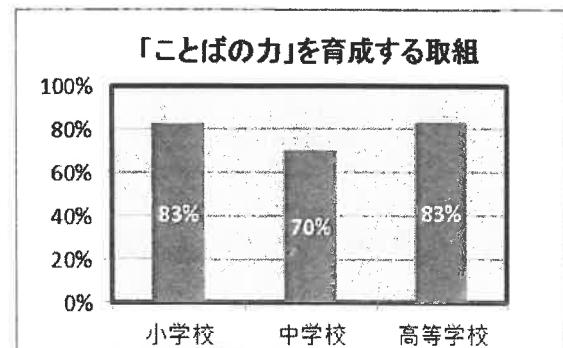


エ 読書活動を通して「ことばの力」(※1)を育成する取組の推進

読書感想文コンクールへの応募等、「ことばの力」を育成する取組は、小学校 83%、中学校 70%、高等学校 83%で行われています。

《成果》読み聞かせやビブリオバトル(※2)、ブックトーク(※3)等、読書に関わる「ことばの力」を育成する取組は多岐に渡って盛んに行われてきています。

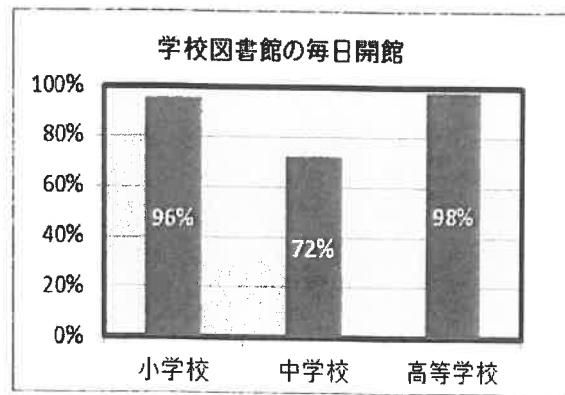
[課題] 読書感想文を書く活動に限らず、様々な授業で学校図書館を活用するなど、「ことばの力」を育成するための様々な取組を、より一層充実する必要があります。



オ 学校図書館の毎日の開館

学校図書館の開館は、小・中・高等学校で100%行われています。毎日の開館は小学校96%、中学校72%、高等学校98%で行われています。

〔課題〕子どもが本に触れる機会を増やすために、学校図書館を毎日開館する必要があります。

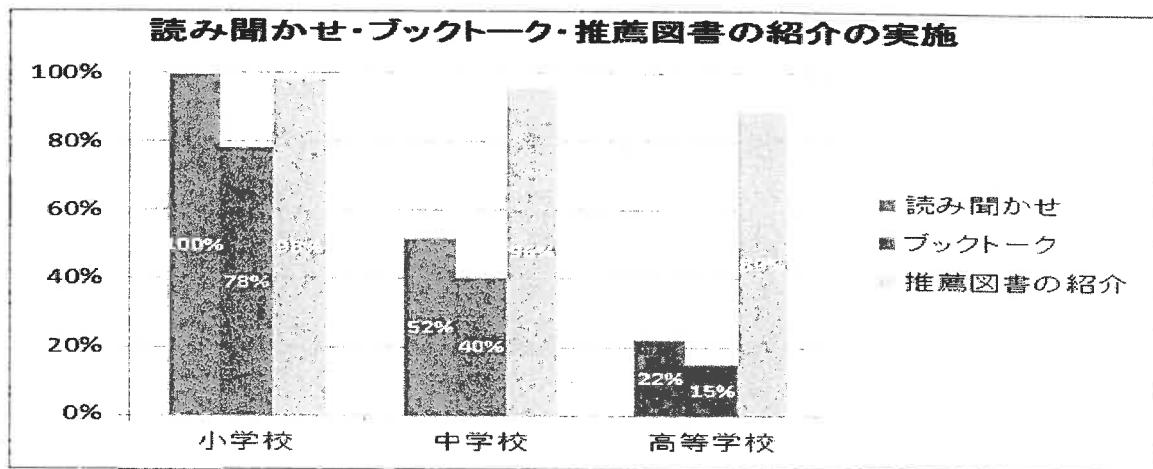


カ 司書教諭や学校司書等を中心とした、教職員やボランティアによる読み聞かせ、朗読、読書体験談、推薦図書の紹介等の実施

読み聞かせ・ブックトーク・推薦図書の紹介等の様々な取組が、小・中・高等学校で広がりつつあります。

《成果》特に推薦図書の紹介は小・中・高等学校で高い割合で実施されています。小学校では、読み聞かせはすべての学校で実施されています。

〔課題〕図書館の来館率を上げるために、このような学校図書館の催しを積極的に行う必要があります。



キ 特別支援学校における言葉や本への関心を高める読書活動の推進

特別支援学校では、絵本の映像化やデイジーグラフ(※4)等の多様な教材を活用するとともに、様々なコンクールに積極的に参加するなど、読書活動への興味・関心を高めるように各校で工夫されています。

《成果》「俳句・短歌コンクール」や「子ども読書本のしおりコンテスト」等、様々なコンクールに積極的に参加し、受賞することなどにより、読書に対する意欲の向上につながりました。

[課題] 各学校で様々な取組が行われていますが、一人一人の子どもの障害の状況に応じて、より一層読書への興味・関心が高まるような取組を充実する必要があります。

(3) 地域社会における読書活動の推進

ア 図書館等における様々な取組についての啓発

府立図書館では、平成28年3月のシステム更新にあわせ、京都府図書館総合目録ネットワーク（K-Libnet）（※5）及び府立図書館のホームページの充実を図りました。ホームページでは、年間150回に及ぶ更新や市町村立図書館等における取組を毎月発信するなど、積極的な情報提供を行っています。

イ 府立図書館における市町村立図書館等や学校等と連携した子どもの読書活動の推進の支援

K-Libnet システムのバージョンアップにより、ホームページからの総合目録による府内図書館等の図書資料の検索スピードが大幅にアップするなど、操作性が大きく向上しました。

また、市町村立図書館等に加え、府立学校が K-Libnet へ参加した結果、府立学校では K-Libnet システムで学校支援セット貸出（※6）や機関貸出（※7）を府立図書館へより簡便に申し込むことが可能となるとともに、連絡協力車（※8）を全府立学校に巡回させることにより、学校等への支援が充実しました。加えて、K-Libnet への参加大学が大幅に増えたことにより、市町村立図書館等からは大学の図書資料の取り寄せが容易になり、大学がもつ専門資料へのアクセスが格段に向上しました。

《成果》府立図書館においては、市町村立図書館等への機関貸出を通じて、読み聞かせや子ども自身の読書活動を支援するとともに、市町村立図書館等と連携した小中学校に学校支援セットを貸し出すなど、子どもが本と触れ合い学習する機会の拡充を図りました。

また、児童生徒の来館型調べ学習を積極的に受け入れるなど、探究型学習の推進も図りました。

なお、平成29年4月からは府内市町村立図書館等を巡回して図書を運搬する連絡協力車の運行を週1回から週2回とし、各市町村における図書資料の取り寄せ利用の利便性が大きく向上しました。

〔課題〕学校支援セット貸出については、学校現場（小学校教育研究会図書館教育部会、中学校教育研究会図書館研究部会、府立高等学校図書館教育協議会司書部会等）の意見やニーズを踏まえた啓発パンフレットの改善やセット内容の充実等に一層努める必要があります。

ウ 子どもの読書活動を支援する民間団体の活動の場の提供

府内 88%の市町村で読書に関わるボランティアとの連携が図られています。《成果》様々な課題を抱える子どもの読書活動の機会の充実を図るため、府立図書館において、平成 29 年 11 月から府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体に対し図書の貸出を行う「子どもへの読書活動支援事業」を開始しました。

〔課題〕不登校の児童生徒などに読書に親しむ機会の充実を図る事業を展開する必要があります。

(4) 効果的な読書活動の推進

ア すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

《成果》府内 83%の市町村で「子どもの読書活動推進計画」が策定されています。

〔課題〕すべての市町村で計画を策定し、読書活動の推進を図る必要があります。

イ すべての市町村における「子ども読書の日」(※9)に関連した取組の実施

府内 75%の市町村立図書館等で「子ども読書の日」に関する取組が実施されています。

《成果》府が実施する「子ども読書本のしおりコンテスト」や、市町村が学校等と連携して行う読み聞かせなど、子どもの読書活動の活性化、読書意欲の向上を図る取組が進みました。

〔課題〕すべての市町村において「子ども読書の日」に関連した取組が実施され、より一層読書意欲の向上を図る必要があります。

* 数値は、「子どもの読書活動取組状況調査」「家庭における読書アンケート」(平成 29 年 6 月実施)、「令和元年度京都府小・中学校教育課程編成及び実施状況調査」(令和元年 4 月実施)による。

第3章 第四次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況

1 推進計画の基本的な考え方

推進法第2条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第三次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視しました。第四次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

また、「文字・活字文化振興法」第3条第3項及び第8条では、学校教育において読む力、書く力及びこれらの力を基礎とする言語力の涵養に十分配慮するよう規定されています。さらに、平成23・24・25年度に実施された学習指導要領においては、児童生徒の言語活動を充実することとされ、令和2・3・4年度実施の新学習指導要領においても言語活動の充実は引き続き提示されています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。また、語彙の広がりを始めとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになります。人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

第四次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、質の高い学力（※10）の基盤となる「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会全体で育成することを目指し、読書活動を推進します。

2 子どもの読書の状況

国第四次基本計画においては、第三次基本計画期間における課題として、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があること（中学生までの読書習慣の形成が不十分）等が挙げられました。それを踏まえ、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進すること、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることなどが方針として示されています。また、学校図書館図書整備等5か年計画を推進し、学校図書館図書標準の達成や司書教諭・学校司書等の人的配置促進を図ることが掲げられています。

カット

3 京都府の役割

京都府では、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことを重視し、市町村とも連携を図りながら、広域的な観点から子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援や広報・啓発、情報提供に努めるよう、本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の4項目について様々な取組例を示し家庭や学校、地域社会、市町村での具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭において読み聞かせを行うなど、本に触れる機会を増やす取組の情報等を提供し、乳幼児期から身近なところで絵本や物語に親しむことができ、読書の習慣化につながるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

子どもや家庭と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中で活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

4 第四次推進計画の期間

第四次推進計画の期間は、令和2年度から概ね5年間とします。

カット

第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むよう啓発に努めます。
- ★2 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するよう啓発に努めます。

(1) 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、乳幼児期から絵本や物語に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、読書の習慣化につながるようにすることが大切です。そのためにも、家庭においては、読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに与える影響が大きいことから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて子どもが感じたり考えたりしたことを聞き、話し合うことで会話が増えることは、親子の関係を一層深める契機となります。

京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の大切さを実感し、読書の習慣化につながるよう、ホームページやリーフレット等により、情報提供や啓発に努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者等の大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもの読書意欲を高めるための取組例としては、読み聞かせ・子どもと一緒に本を読むこと（家読の推進）、図書館・書店に子どもと出向くなどがあります。

市町村で行われている読書活動を推進する取組例としては、「子どもの本をよむ大人の読書会」を開催することやブックスタート（※11）を市町村立図書館等や保健・福祉関係機関等と連携・協力して行うことなどがあります。

また、読書活動の充実のためには、PTA等の協力を得ながら取組を進めいくことが重要です。

PTAで行われている読書活動の取組例としては、地域の集会所等で子どもに対して読み聞かせを行うこと、PTAが用意した図書を、各家庭に貸し出すこと、PTAだよりを通じて、子どもの学年（年齢）に応じた推薦図書を紹介することなどがあります。

写真 市町村の取組

京都府では、「親と子の言葉の芽(しおり)」、「京の子どもブックワールド」等のリーフレットを配布してきました。今後も、子どもの自主的な読書活動の推進について理解を図り、家庭において子どもの読書に対する興味や関心を高めるための啓発に一層努めます。また、保護者を含めた社会全体の読書活動を推進する気運を高めるため、PTA等を対象とした読書活動に関する講座の開催や府立図書館のホームページ等を通して、市町村立図書館等の行事等の情報提供に努めます。

イ 学校・地域の連携

子どもは、絵本等を見ながら語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。

家庭での読書習慣の低下を防ぐためには保護者が学校の取組に関心を持ち積極的に参加することが望まれます。

子どもや保護者自身が読書に親しむことができるよう学校・図書館・民間団体等の様々な機関が連携・協力して家庭に必要な支援を行う（推薦図書の紹介、読み聞かせ、ブックトーク、ブックスタート等）ことが重要です。

京都府では、学校等と連携して、推薦図書の紹介や週末の家庭での読書の取組等、子どもの読書意欲を喚起するような情報を提供し、家庭への働きかけに努めます。

カット

2 学校等における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 読み聞かせや本の紹介など読書の楽しさを伝える催しを行い、蔵書や掲示物の充実により、魅力ある学校図書館づくりを目指します。
- ★2 学校独自の読書活動推進計画の策定を目指します。
- ★3 児童生徒に、望ましい読書習慣が形成されるよう、司書教諭や学校司書等を中心に、全教職員で読書指導を行う体制づくりを目指します。
- ★4 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施を目指します。
- ★5 様々な授業で学校図書館を活用し「ことばの力」を育成する取組の推進を目指します。
- ★6 学校図書館の毎日の開館を目指し、来館する児童生徒を増やします。
- ★7 特別支援学校においては、一人一人の発達の段階や障害の状況に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める読書活動の推進を目指します。

* 司書教諭や学校司書等とは、司書教諭や学校司書、図書館担当教職員をいう。

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、児童生徒自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境を作ることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージをもち、言葉に対する感覚が養われるようすること」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。

また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。

特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「読書に親しむこと」、「読書が自分の考えを広げたり深めたりすることに気付くこと」、「読書の意義と効用について理解すること」などが、小・中学校の指導事項として、高等学校では指導上の配慮事項として示されており、「読み聞かせ」や「事典や図鑑などから情報を得て」「文字・活字文化に対する理解が深まるようにすること」なども教

育活動の中で取り扱う内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、学校等における読書活動の推進に努め、小学校入学前から小・中・高等学校までを通じて、質の高い学力の基盤となる「ことばの力」の育成を図ります。

イ 幼稚園、保育所、認定こども園における取組

幼稚園教育要領及び保育所保育指針等に示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるよう読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が安心して絵本等に触れることができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対して絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ることや幼稚園、保育所、認定こども園で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携するなど、創意工夫をすることが大切です。

幼稚園、保育所、認定こども園での読書活動の推進の取組例として、絵本や物語、紙芝居等は発達段階に応じた内容のものが、より一層乳幼児の興味・関心を高めることからそれらの選定をボランティアや市町村立図書館等と連携・協力して行うこと、人形劇、パネルシアター(※12)、しきけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行なっています。

他に、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行うこと、児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、幼稚園等に出向いて読み聞かせなどを行なっています。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要なことを踏まえ、教職員が、研修等を通して自らの指導力の向上を図るよう促します。

写真 読み聞かせ

ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさや読書活動の意義と重要性について、すべての教職員が深く自覚することが必要です。教職員があらゆる機会を通じて読書の大切さを伝え、児童生徒が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、望ましい読書習慣が形成されることが期待されます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、本を読む

こと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を充実させたりすることが重要です。そのために授業において学校図書館を活用するなど、さらなる言語活動の充実が望まれます。

そのような取組を進めるために、学校としての読書活動推進計画を定めた上で、校内研修を実施して共通認識を図り、読書活動を組織的に推進することが必要です。

小・中・高等学校で行われている取組例として、全校や学年での朗読大会や読み聞かせ（小学校高学年から低学年へ、中学生から幼児へ行う読み聞かせ等）、課題図書やテーマを決めて行う読書会や読書体験発表会、年間目標読書冊数の設定や卒業までに一定量の読書を推奨する取組、友人同士で本を薦め合ったり、読書への興味・関心を喚起したりする、ブックトーク、アニメーション（※13）やビブリオバトル等があります。

また、児童生徒による選書（※14）や、委員会や係が行う読書週間や読書デーの取組もあります。他に、司書の訪問によるブックトーク、教職員向けの研修会の実施等、市町村立図書館等との連携により学校図書館機能の充実を図ることなどがあります。

写真 選書会

写真 読書記録

京都府では、すべての学校で読書活動推進計画が策定されること、すべての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施、司書教諭や学校司書等を中心とした計画的な読書活動が行われることなどを目指します。

現在の子どもたちは「教科書の文章がしっかりと理解できていない」という指摘がありますが、京都府でもリーディングスキルテスト（※15）を活用した事業を行う中で、読解力を向上させることの重要性が明らかとなっています。この事業の成果を通して、読書によって文章を正しく読む力を身に付ける等、読書の重要性を広く発信していきます。

さらに、府立図書館における学校支援セット貸出の充実や調べ学習の受入等の学校支援の取組を推進するとともに、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成に向けた多様な取組が工夫されるよう、様々な情報提供に努めます。

エ 特別支援学校における取組

特別支援学校では、障害のある子どもが豊かな読書活動を進められるよう障害の状況に応じた選書や環境の工夫等について、さらに研究開発に努めることが必要です。

特別支援学校で行われている取組例として、ことばや文章、本に積極的に接し、

読み、書き、表現する力を高めるために、作文、標語等の各種コンクール等への応募、授業における積極的な読書活動の導入、継続的な読み聞かせ、学部間での読書交流（高等部生徒による小学部児童等への読み聞かせ）等を実施しています。さらに、将来の社会生活に役立てるために体験学習として、市町村立図書館等の利用（蔵書の確認や貸出の手続き）や、市町村立図書館等や府立高等学校図書館の司書によるブックトーク、府立図書館の学校支援セットの貸出についても積極的に活用しています。

また、障害や発達等の状況に応じて、人形劇、しあげ絵本、紙芝居等、物語への興味・関心を喚起する多様な教材の工夫や、デイジー図書、点字本や拡大本等、読書活動を支援する資料の充実も図っています。昼休みの時間帯には「お話しの会」として、地域の読書ボランティアによる読み聞かせを行ったり、生徒会図書委員会が図書の貸出、図書館の整備、掲示物や図書紹介などの活動も行ったりしています。

京都府では、府立図書館によるデイジー図書等の、多様な教材の貸出を通じて、子どもの状況に応じた読書活動が推進されるよう支援します。

オ 教職員の推進体制

読書の意義を教職員が深く自覚し指導に活かしていくには、各学校で校内研修を持ち、教職員間で共通理解を図る必要があります。学校図書館を円滑に運営していくには、司書教諭や学校司書、学校ボランティア等の役割分担を明確にしながら、組織的・計画的な学校図書館活用が図られることが重要です。司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善も望まれます。

京都府では、学校図書館担当教員の業務を支援するために「学校図書館運営チェックリスト」をホームページに掲載しています。今後も学校図書館運営を支援する資料等のページを充実させていきます。また、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、司書教諭や学校司書等の資質向上をより一層図るための研修講座の充実、教育実践の学校間交流の促進に努めます。

(2) 学校図書館の役割と取組

ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。新学習指導要領では「学習の基盤となる資質・能力」として、言語能力、情報活用能力、課題発見・解決能力が挙げられていますが、学校図書館はこれらの資質・能力を育む場としての機能がますます期待されます。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするために、また、子どものストレスの高まりや、生徒指導上の諸問題への対応の観点からも、学校内に「心の居場所」としての機能を充実することが重要です。

学校図書館で行われている取組例として、図書の貸出を活発にするために読んだ本の履歴を記録する「読書通帳」の発行や「本の福袋」の貸出、委員会による某

やブックカバーづくりを行うなどがあります。それ以外にも読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング(※16)等を行うなど、アイデアのある催しの実施は学校図書館の来館児童生徒数や貸出冊数を増やすには有効です。また、調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように、机の配置を工夫したりすること、インターネットを利用した検索・情報の収集や本や資料を活用して学校図書館で調べ学習を行うことなどの取組もあります。

こうした学校図書館活動の充実を図るために、学校司書を配置して、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めることが大切です。

学校司書が行っている具体的な取組例として、学校図書館利用のオリエンテーションの実施、プレゼンテーションソフトを利用し大型スクリーンに映し出す全校での読み聞かせ、親子手作り絵本教室、配架を工夫したおすすめ本の紹介、児童生徒へのレファレンス(※17)等があります。

学校司書を配置している小・中学校及び義務教育学校も増えていますが、京都府では、今後さらに配置が進むよう市町村に働きかけるとともに、学校司書の資質向上を図るための研修の実施等の支援にも努めます。また、学校図書館の研究指定校、優秀実践校のホームページ掲載を増やすなど、優秀な取組の普及にも努めます。

写真 学校司書による
「配架や推薦図書の工夫」

イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の知的活動を促し、興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が何よりも重要です。

各市町村では、小・中学校及び義務教育学校の「学校図書館図書標準」(※18)が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校で38%、中学校で15%です(平成28年度文部科学省調査)。新聞を図書資料として配備している学校は、小学校で37%、中学校で13%となっています(平成28年度文部科学省調査)。

統計データが古いなど資料としての価値が低い図書資料は廃棄し、計画的な選書により図書を更新するなどして、学校図書館のレイアウトも工夫しながら魅力ある図書館づくりを進めることができます。

京都府では、ホームページにおいて、図書の廃棄基準等の情報を掲載していますが、更に具体的な廃棄と更新の方法等についての情報を発信していきます。小・中学校及び義務教育学校における学校図書館の図書資料のより一層の質的・量的な充実が図られるとともに、府立学校については、引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。

また、府立図書館の学校支援セット貸出や機関貸出を有効に活用することにより、学校図書館機能の一層の充実を図るように支援します。

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすためには、学校図書館にコンピュータを配備し、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が重要です。そのためには、校内LANの整備とともに、インターネット環境を整える必要があります。

また、同時に、学校図書館の蔵書情報をデータベース化（※19）し、自校の蔵書管理だけではなく、他校や市町村立図書館等との共同利用化や相互貸借も将来的な構想として視野に入れる必要があります。

京都府では、先進的な学校や市町村立図書館等の取組を紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で学校における「知の拠点」となるよう支援します。

エ 学校図書館の開館

学校図書館の積極的な活用のためには、教科の学習等で効果的に学校図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、昼休み・放課後を中心に、毎日学校図書館が開館されることが大切です。そのために、学校司書の配置やボランティアとの一層の連携、児童生徒の委員会活動を充実することが重要です。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、休業日においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望されます。

京都府では、ボランティアへの様々な情報の提供や学校図書館の施設・環境作りの先進的な事例の紹介等に努めます。

オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習等、児童生徒の多様な学習を効果的に展開するために余裕教室等を活用することが望されます。

京都府では、校内における読書スペースやコーナーの設置例等を紹介するとともに、余裕教室を活用した自習室の設置等、子どもの読書活動が一層推進するように情報提供に努めます。

カット

3 地域社会における読書活動の推進

＜努力目標＞

- ★1 図書館等における様々な取組について啓発に努めます。
- ★2 府立図書館においては、子どもの読書活動の推進のため市町村立図書館等や学校が行う取組の支援に努めます。
- ★3 市町村と連携して、子どもの読書活動を支援する団体等の活動の場を提供するなど地域での活動の支援に努めます。

(1) 図書館等の役割と取組

ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、子どもにとって、地域において身近に自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得ることができる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・考え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、一定の地域を巡回し、貸出業務をする移動図書館の取組を行っている市町村立図書館もあります。また、児童室や児童コーナーをはじめ、ヤングアダルト（※20）向けコーナーを設けている市町村立図書館等も増えており子どもが利用しやすい環境づくりが進んでいます。

写真

また、点字絵本の充実や施設のバリアフリー化、障害のある子どもに対する読書環境や日本語以外の言語を使用する子どもへのサービスを充実するなど、市町村の実情に応じて、すべての子どもの読書活動の推進に向けた様々な取組が実施されています。

京都府では、学年が進むにつれ家庭での読書の割合が低下していることから、ブックスタート、読み聞かせやストーリーテリング（お話し会）の取組を広く紹介するとともに、府立図書館による貸出文庫（※21）や機関貸出等を通して、中学生・高校生世代への読書サービスの推進を図り、市町村立図書館等の利用が進むよう支援します。

イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館には、府内の図書館サービスの中核的図書館として、図書館資料・情報の総合的な活用を図り、府全体の図書館サービスの充実を目指すという重要な役割があります。

このため、市町村立図書館等と連携して府内全域に均質な図書館サービスを提

供すること、子どもの読書活動の推進を図る市町村立図書館等や学校の取組を支援することが求められています。

そのため、府立図書館と市町村立図書館等の蔵書を一括で検索でき、連絡協力車により府内全市町村を巡回して図書を運搬する「京都府図書館総合目録ネットワーク」（K-Libnet）を活用した学校支援セット貸出や機関貸出の利用促進、市町村立図書館等及び参加大学図書館等との相互貸借の推進、市町村立図書館等や学校への貸出文庫を活用した一括貸出による図書館サービスの充実を図ります。併せて、市町村立図書館等の職員を対象とした研修やレファレンス等の相談に応じることなどにより、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組の支援に努めます。

さらに、府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習等や施設見学の受入を積極的に行うことにより、子どもの読書活動が推進されるよう支援に努めます。京都府では、府立図書館を通して、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するとともに、相互の連携・協力が活発に行われるような取組を支援します。

写真

府立図書館

写真

調べ学習

(3) 民間団体等の役割

ア 民間団体等の活動

子どもの読書活動を行うNPOやボランティアグループ、地域住民の民間団体等は、読み聞かせやお話し会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの読書活動の推進に関する理解を深め、関心を高めるとともに、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

イ 民間団体等との連携

子どもの読書活動を推進する民間団体には、市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。

京都府では、市町村で実施されている「地域学校協働活動」等を通して民間団体等の活動の場を積極的に提供（読み聞かせ・お話し会・学校図書館における貸出・環境整備等の運営補助）するよう努め、保護者やボランティア等の幅広い地域住民が子どもの読書活動推進に係ることができるようにします。

また、府立図書館においては府の支援を受けて子どもの居場所づくり・子ども食堂事業等を行う団体や京都府教育委員会認定のフリースクール等に図書の貸出を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組の推進に努めます。

4 効果的な読書活動の推進

<努力目標>

市町村と連携して、次のことについて努めます。

★1 すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

★2 すべての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域社会が一体となって、社会総がかりで取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

市町村で関係機関と連携した取組例としては、妊娠期や子どもの発達段階に応じた健康診断等において、絵本等の選び方や読み聞かせなど、読書活動に関する内容を取り入れること、学校への図書資料の貸出や職員の派遣等、市町村立図書館等と学校が連携・協力することなどがあります。

各教育局では、子どもの読書活動推進事業として、司書教諭や学校司書を中心とした実践交流会、教育振興プロジェクト読書活動推進会議、PTA指導者研修会、図書館施設の見学等の研修会、「読書大好き！アクションプラン」、おすすめ本の紹介等、多彩な取組を行っています。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修会等を通じて関係機関・団体等の相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会(※22)と連携し、子どもが図書館等をより利用しやすくなるような環境づくりを行います。さらに、学校等でより積極的にボランティアとの連携が図られるよう啓発に努めます。

写真 ボランティアによる読み聞かせ

(2) 啓発・広報の推進

ア 情報提供・啓発

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関する関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の情報に接し活用できるようにすることが大切です。

市町村で行われている取組例としては、テーマに沿ったブックリストの作成・紹介、学校や図書館等において、ボランティアとの連携による読み聞かせや大人

の朗読会・本の修理等があります。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、様々な機会を活用して子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進めます。さらに、すべての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

市町村では、「子ども読書の日」記念行事として、人形劇を交えた読み聞かせや、お勧め本の展示、お話し会等が実施されています。

また、広く子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組が実施されています。

京都府では、「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施し、その表彰式では「古典の日」に関連した取組も併せて行っています。「子ども読書の日」に関連した取組が、すべての市町村で実施されるよう、積極的な啓発・広報活動を行い、府民の理解と関心が一層深まるよう努めます。

写真「子ども読書の日」の取組

ウ 「古典の日」(※23)を中心とした取組の推進

平成24年9月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

京都府として、京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切にし、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるよう「古典の日」の取組を推進しています。

京都府では、平成26年3月に冊子「京都府の古典」を作成し、各小中学校に配布していますが、今後も古典に親しみ、次世代につなげていく取組の推進に努めます。

(3) 推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力していく必要があります。

京都府では、これまで関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置してきました。第四次推進計画推進においても、継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取を進めます。